

愛媛労働局発表
令和8年5月29日

【担当】
愛媛労働局労働基準部 健康安全課
課長 石原 成男
課長補佐 渡邊 彰彦
電話 089 - 935 - 5204 (内線470)

報道関係者 各位

令和7年の労働災害発生状況について

～ 高年齢者の労働災害が増加 ～

愛媛労働局(局長 丹羽 啓達)は、愛媛県の令和7年の労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。令和7年の労働災害による死亡者数は12人(前年比1人減)、休業4日以上死傷者数は1,578人(前年比11人、0.7%増)となりました。

特に近年増加傾向にあります高年齢者(60歳以上)の労働災害に関しては、全体の3割を超える504人と、前年から8人(1.6%)の増加となりました。

「愛媛第14次労働災害防止推進計画」(令和5年度～令和9年度)では、令和9年までに、死亡災害を7人以下(過去最少)とし、休業4日以上死傷災害を令和4年比で5%以上減少させることを目標にしており、目標達成に向け、高年齢者の転倒等の災害、製造業や建設業など特定の業種における災害の防止対策を推進してまいります。

【令和7年の労働災害の発生状況(概要)】

1. 死亡者数

- ・死亡者数 12人(前年比1人減)
- ・業種別 「建設業」6人、「製造業」2人、「道路貨物運送業」2人、
「林業」1人、「教育・研究業」1人
- ・事故の型別 「墜落・転落」7人、「交通事故」2人、「転倒」1人、
「飛来・落下」1人、「爆発」1人

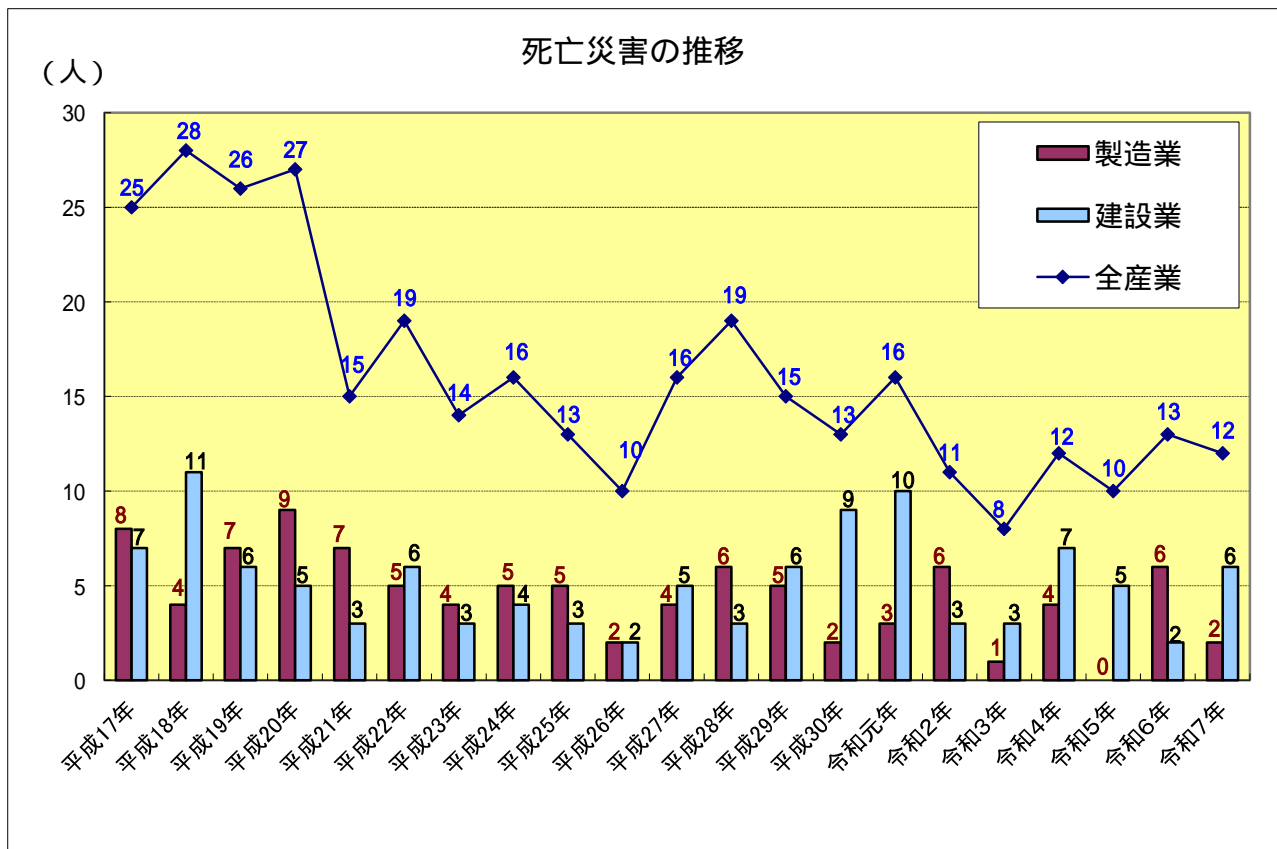
2. 死傷者数 (休業4日以上・新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

- ・死傷者数 1,578人(前年比11人、0.7%増)
- ・業種別(上位5業種、()内は前年比)
「製造業」462人(39人9.2%増)、「保健衛生業」226人(8人3.7%増)、「商業」195人(35人15.2%減)、「建設業」168人(19人12.8%増)、「道路貨物運送業」159人(7人4.2%減)
- ・事故の型別(上位5種別、()内は全体に占める割合)
「転倒」414人(26.2%)、「墜落・転落」297人(18.8%)、「動作の反動・無理な動作」217人(13.8%)
「はさまれ・巻き込まれ」158人(10.0%)、「交通事故」99人(6.3%)

1 令和7年の死亡災害

(1) 死亡者数の推移

- ・愛媛県内の死亡災害は、長期的には減少していますが、近年は横ばい傾向にあります。
- ・令和7年の死亡者数は12人でした。前年の13人から1人減少しました。



新型コロナウイルス感染症を除いた数値

(2) 業種別の死亡災害発生状況

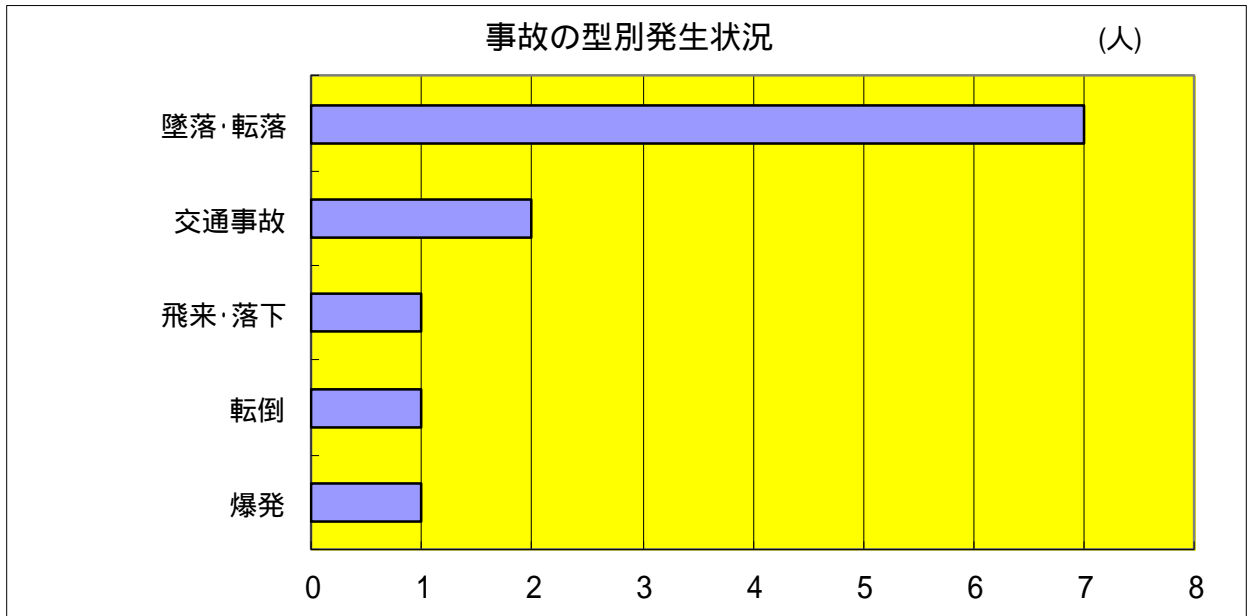
- ・令和7年業種別死亡者数は、「建設業」6人が最も多く、「製造業」及び「道路貨物運送業」がそれぞれ2人、「林業」及び「教育・研究業」がそれぞれ1人でした。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全産業	13	16	11	8	12	10	13	12
製造業	2	3	6	1	4	0	6	2
建設業	9	10	3	3	7	5	2	6
道路貨物運送業	0	0	0	0	0	0	2	2
農業	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	0	0	0	1	0	1	0	1
畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	1	0	0	1	0	2	0	0
接客娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0
清掃と畜業	0	0	1	0	0	1	2	0
上記以外	1	3	1	2	1	1	1	1

新型コロナウイルス感染症を除いた数値

(3) 事故の型別の死亡災害発生状況

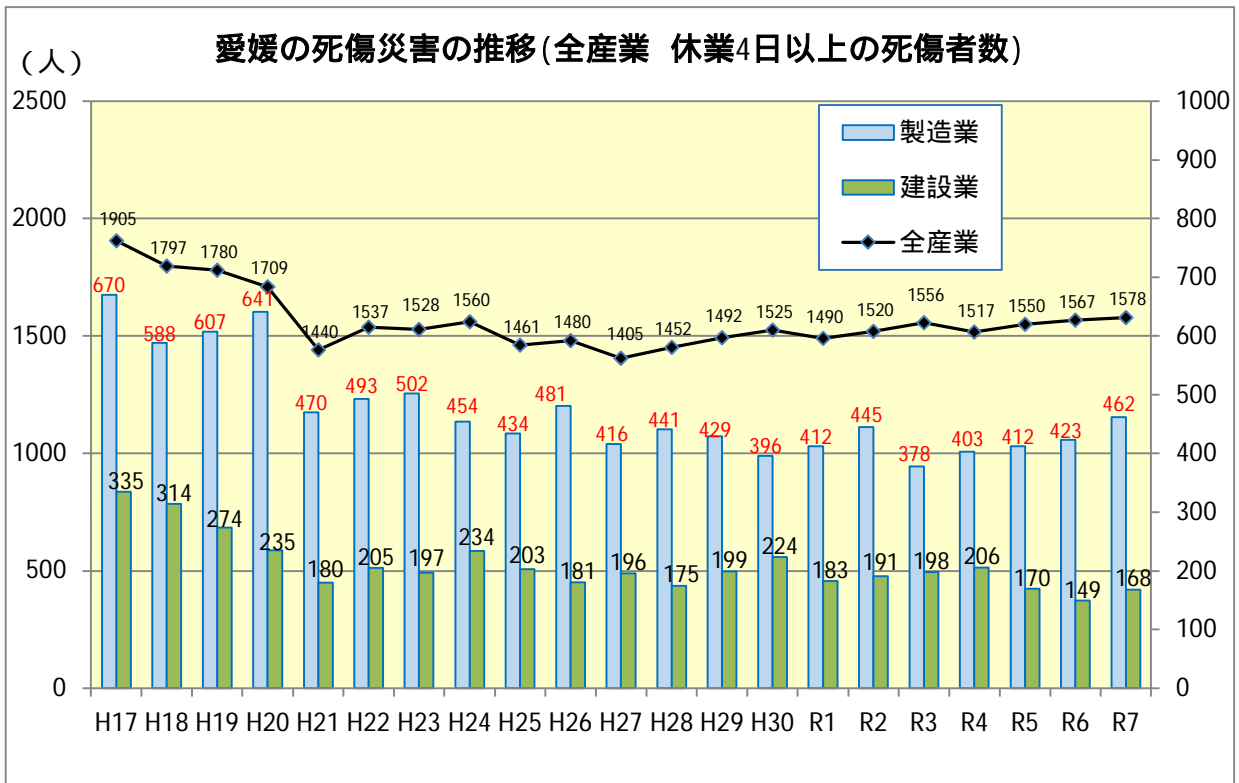
- ・令和7年死亡災害事故の型別では、「墜落・転落」7人(全死者数に占める割合は、58.3%)が最も多く、次いで「交通事故」が2人(同16.7%)、「転倒」、「飛来・落下」及び「爆発」がそれぞれ1人でした。



2 令和7年の死傷災害

(1) 死傷者数の推移

- ・愛媛県下の死傷災害は、長期的には減少していますが、平成27年以降は増加傾向にあります。
- ・令和7年「全産業」の死傷者数は1,578人でした。前年から11人増加(+0.7%)しました。
- ・令和7年「製造業」の死傷者数は462人でした。令和3年以降は増加傾向にあります。
- ・令和7年「建設業」の死傷者数は168人で、過去最少だった令和6年から増加に転じました。



新型コロナウイルス感染症を除いた数値

(2) 主な業種別の発生状況

- ・業種別では「製造業」462人（全体に占める割合29.3%）、「保健衛生業」226人（14.3%）、「商業」195人（12.4%）、「建設業」168人（10.6%）、「道路貨物運送業」159人（10.1%）の順でした。
- ・令和6年と比べ最も死傷者が増加した業種は、「製造業」で39人の増加（+9.2%）次いで「建設業」で19人の増加（+12.8%）でした。
- ・令和6年と比べ最も死傷者が減少した業種は、「商業」で35人の減少（-15.2%）次いで「接客娯楽業」で11人の減少（-13.4%）でした。
- ・「第三次産業」の死傷者数は681人と、前年から29人減少（-4.1%）し、内訳として「商業」195人（35人減少）、「保健衛生業」226人（8人増加）、「接客娯楽業」71人（11人減少）となりました。

主要な業種別の死傷者数（増加業種は黄色で表示）

（人）

	令和6年	令和7年	全産業に占める割合（%）	増減数	増減率（%）
全産業	1,567	1,578	-	+11	+0.7
製造業	423	462	29.3	+39	+9.2
建設業	149	168	10.6	+19	+12.8
道路貨物運送業	166	159	10.1	-7	-4.2
林業	23	30	1.9	+7	+30.4
第三次産業	710	681	43.2	-29	-4.1
うち商業	230	195	12.4	-35	-15.2
うち小売業	168	137	8.7	-31	-18.5
うち保健衛生業	218	226	14.3	+8	+3.7
うち社会福祉施設	160	160	10.1	±0	±0.0
うち接客娯楽業	82	71	4.5	-11	-13.4
うち飲食店	54	36	2.3	-18	-33.3
うちその他の第三次産業	180	189	12.0	+9	+5.0
上記以外	96	78	4.9	-18	-18.8

(3) 事故の型別発生状況

- ・「全産業」における事故の型別死傷者数は「転倒」414人が最も多く、次いで、「墜落・転落」297人、「動作の反動・無理な動作」217人の順でした。
- ・「製造業」では「転倒」の96人、「建設業」では「墜落・転落」の67人、「道路貨物運送業」では「墜落・転落」の48人、「林業」では「激突され」の7人が最も多い事故の型でした。
- ・「第三次産業」で最も多い事故の型は「転倒」の245人で、「全産業の転倒」の59.2%を占めています。

事故の型別死傷災害発生状況（令和7年）

（人）

業種	1位	2位	3位
全産業 1,578	転倒 414 (26.2%)	墜落・転落 297 (18.8%)	動作の反動・無理な動作 217 (13.8%)
製造業 462	転倒 96 (20.8%)	はさまれ・巻き込まれ 93 (20.1%)	墜落・転落 54 (11.7%)
建設業 168	墜落・転落 67 (39.9%)	はさまれ・巻き込まれ 23 (13.7%)	転倒 21 (12.5%)
道路貨物運送業 159	墜落・転落 48 (30.2%)	転倒 31 (19.5%)	動作の反動・無理な動作 20 (12.6%)
林業 30	激突され 7 (23.3%)	転倒 6 (20.0%)	飛来・落下 6 (20.0%)
第三次産業 681	転倒 245 (36.0%)	動作の反動・無理な動作 131 (19.2%)	墜落・転落 108 (15.9%)
うち小売業 137	転倒 52 (38.0%)	動作の反動・無理な動作 24 (17.5%)	墜落・転落 23 (16.8%)
うち社会福祉施設 160	転倒 57 (35.6%)	動作の反動・無理な動作 54 (33.8%)	交通事故 11 (6.9%)

(4) 起因物別発生状況

- ・「全産業」の起因物別死傷者数は、「仮設物・建築物・構築物等」（足場、通路、階段など）488人が最も多く、次いで「動力運搬機」125人、「起因物なし」123人の順でした。

起因物別死傷災害発生状況（令和7年）

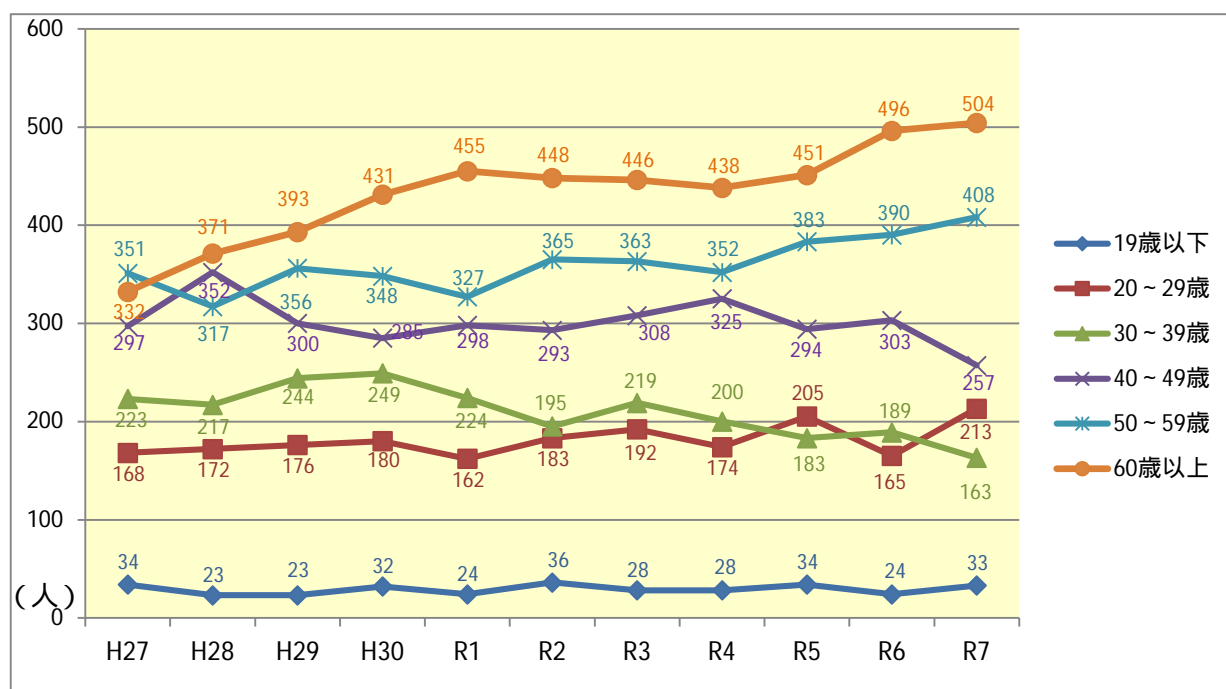
（人）

業種	1位	2位	3位
全産業 1,578	仮設物・建築物・構築物等 488 (30.9%)	動力運搬機 125 (7.9%)	起因物なし 123 (7.8%)
製造業 462	仮設物・建築物・構築物等 121 (26.2%)	材料 45 (9.7%)	一般動力機械 38 (8.2%)
建設業 168	仮設物・建築物・構築物等 49 (29.2%)	用具 27 (16.1%)	材料 16 (9.5%)
道路貨物運送業 159	動力運搬機 60 (37.7%)	仮設物・建築物・構築物等 35 (22.0%)	荷 13 (8.2%)
林業 30	環境等 9 (30.0%)	仮設物、建築物、構築物等 5 (16.7%)	材料 4 (13.3%)
第三次産業 681	仮設物・建築物・構築物等 251 (36.9%)	乗物 86 (12.6%)	起因物なし 86 (12.6%)
うち小売業 137	仮設物・建築物・構築物等 48 (35.0%)	乗物 18 (13.1%)	起因物なし 16 (11.7%)
うち社会福祉施設 160	仮設物・建築物・構築物等 51 (31.9%)	その他の起因物 45 (28.1%)	起因物なし 36 (22.5%)

(5) 年齢階層別発生状況

- ・平成28年以降「60歳以上」が最も多数の年齢階層となっています。
- ・「19歳以下」、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」の被災者数は横ばい・減少傾向ですが、「50～59歳」、「60歳以上」は増加傾向にあります。
- ・「全産業」における「60歳以上」の死傷者数は504人と、全体の31.9%を占め、その割合は前年から0.2ポイント増加しました。
- ・「60歳以上」の災害が占める割合が高い主な業種は、「林業」40.0%、「第三次産業」38.0%、「建設業」29.2%、「道路貨物運送業」28.9%、「製造業」24.7%の順となっています。
- ・「転倒」による死傷者のうち、「60歳以上」の占める割合は49.3%、「50歳以上」まで含めると77.8%となっています。

年齢階層別死傷災害発生状況の推移



コロナ感染症を除いた数値

【資料】

資料1 令和7年死亡災害発生状況一覧表

資料2 令和7年業種別・署別労働災害発生状況(確定・新型コロナウイルス感染症を除く)

資料3 愛媛県内の労働災害(休業4日以上)発生状況

資料4 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

資料5 高年齢者の労働災害防止のための指針(エイジフレンドリー指針)を策定しました

令和7年 死亡災害発生状況一覧表

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業 種	被 災 者			発注者	発生状況	愛媛労働局
				性別	年齢	職種			事故の型 起因物
1	新居浜	2月 16時	木造家屋建築工事業	男	73	大工	民間	自社倉庫工事において、作業床から地面に降りる際、作業床周辺に設置されていた単管に足をかけようとして踏み外し、高さ1.1メートルの高さから墜落し、死亡したものの。	2メートル未満からの 墜落・転落 足場
2	八幡浜	2月 11時台	その他の土木工事業	男	57	土木技術者	地方公共団体	ホイール式トラクターショベルにて道路上除雪作業中、道路の路肩から車両ごと1.6メートル下へ転落し、操作していた労働者が死亡したものの。	2メートル未満からの 墜落・転落 整地・運搬・積込み用機械
3	松山	4月 14時台	その他の建設業	男	51	作業者	その他	自社の敷地内において、ドラム缶を加工するため、可搬式ディスクグラインダで上蓋を切断していたところ、ドラム缶が爆発し、上蓋を切断していた労働者が爆発に巻き込まれ死亡したものの。	爆発 可燃性ガス
4	松山	4月 9時台	道路建設工事業	男	57	作業者	地方公共団体	ドラグショベルを操作して、狭く傾斜のある土道の路面整備を行っていたところ、路肩から車体ごと約1メートル下へ転落し、操作していた労働者が死亡したものの。	2メートル未満からの 墜落・転落 整地・運搬・積込み用機械
5	新居浜	6月 6時台	道路貨物運送業	男	26	自動車運転者		荷の運搬のためトレーラーを走行させていたところ、橋の欄干に激突し横転、その後トレーラーが炎上し、運転者が死亡したものの。	交通事故(道路) トラック
6	新居浜	6月 10時台	紙加工品製造業	女	64	作業者		はい作業場において、フォークリフトに積載していた荷(重さ約150kg)が、付近を通行していた労働者に向けて落下したものの。	飛来・落下 荷姿のもの
7	新居浜	8月 10時台	機械器具設置工事業	男	23	作業者	民間	構内に設置された集じん機の内部において、内壁に付着している煤じんを手工具でそぎ落としていたところ、足をかけていたステップから墜落し、下方に堆積していた煤じんの中に埋もれ、死亡したものの。	2メートル以上からの 墜落・転落 その他の装置、設備
8	今治	9月 16時台	林業	男	71	伐木・造林作業者		山林の中で、伐木等機械(フェラーバンチャ)を操作して、林業用の作業道を開設する作業を行っていたところ、伐木等機械とともに約15m下方まで転落したものの。	2メートル以上からの 墜落・転落 伐木等機械
9	今治	10月 15時台	その他の土石製品製造業	男	61	作業者		構内のプラントにおいて、破砕機の修繕作業に従事していたところ、約10m下方へ墜落したものの。	2メートル以上からの 墜落・転落 混合機、粉砕機
10	今治	11月 5時台	その他の建設業	男	45	作業者	民間	現場での作業を終え、帰社するために、高所作業車を運転して高速道路を走行していたところ、高速道路中央のガードレールに衝突したものの。	交通事故(道路) 高所作業車
11	今治	12月 13時台	道路貨物運送業	男	74	作業者		ウイングとあおりを開いた状態のウイング車の荷台の上で、荷の調整作業を行った後、荷台の側面から地上へ降りようとしたところ、高さ約1.3m下方に墜落したものの。	2メートル未満からの 墜落・転落 トラック
12	新居浜	12月 19時台	教育・研究業	男	45	教員		教習の準備のため、大型二輪車で敷地内を走行していたところ、転倒したものの。	その他の転倒 乗用車、バス、バイク



令和7年 業種別・署別労働災害発生状況 確定版（新型コロナウイルス感染症を除く）

愛媛労働局

業種別	局 署 別		増 減		松 山		新 居 浜		今 治		八 幡 浜		宇 和 島	
	7年	6年	件数	増減率	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年	7年	6年
全 産 業	(12) 1578	(13) 1567	+11	+0.7%	(2) 660	(2) 645	(5) 389	(2) 413	(4) 236	(7) 221	(1) 191	(2) 176	102	112
製 造 業	(2) 462	(6) 423	+39	+9.2%	115	121	(1) 151	(1) 146	(1) 122	(4) 84	56	(1) 52	18	20
食料品製造業	120	107	+13	+12.1%	64	50	17	15	11	10	19	25	9	7
織 維 工 業	11	(1) 8	+3	+37.5%		2	5		5	(1) 6	1			
その他の繊維製品	4	4	±0	±0		2		2	3		1			
木材・木製品製造業	23	20	+3	+15.0%	5	5	5	6	1		12	8		1
家具・装備品製造業	1	1	±0	±0	1	1								
パルプ・紙製造業	(1) 26	(1) 23	+3	+13.0%			(1) 24	22			2	(1) 1		
紙加工品製造業	18	31	-13	-41.9%	2	5	16	26						
印刷・製本業	7	2	+5	+250.0%	1	1	6	1						
化学工業	49	(1) 12	+37	+308.3%	3	6	12	(1) 6	27		6			1
窯業土石製品製造業	(1) 15	22	-7	-31.8%	3	2	4	2	(1) 4	3	4	12		3
鉄 鋼 業	8	8	±0	±0	1	2	5	6	2					
非鉄金属製造業	2	6	-4	-66.7%		2	2	4						
金属製品製造業	54	52	+2	+3.8%	6	7	19	18	26	24	2	1	1	2
一般機械器具製造業	35	38	-3	-7.9%	11	12	20	20	2	4		2	2	
電気機械器具製造業	13	8	+5	+62.5%	5	4	5	3	2				1	1
輸送用機械器具製造業	44	(3) 50	-6	-12.0%	1	3	3	8	38	(3) 34	2	2		3
電気・ガス・水道業	2	1	+1	+100.0%	1		1				1			
その他の製造業	30	30	±0	±0	11	17	8	6	1	3	6	1	4	3
鉱 業	4	4	±0	±0			1		3	3		1		
建 設 業	(6) 168	(2) 149	+19	+12.8%	(2) 72	49	(2) 40	44	(1) 16	(1) 22	(1) 29	(1) 20	11	14
土木工事業	(2) 49	(1) 41	+8	+19.5%	(1) 19	15	8	5	6	7	(1) 10	(1) 9	6	5
建築工事業	(1) 72	65	+7	+10.8%	36	24	(1) 17	20	6	9	11	6	2	6
うち木造家屋建築工事業	(1) 14	12	+2	+16.7%	2	2	(1) 6	3	2	2	2	1	2	4
その他の建設業	(3) 47	(1) 43	+4	+9.3%	(1) 17	10	(1) 15	19	(1) 4	(1) 6	8	5	3	3
鉄道・道路旅客業	16	27	-11	-40.7%	8	16	4	4	1	5	1	1	2	1
道路貨物運送業	(2) 159	(2) 166	-7	-4.2%	94	81	(1) 35	(1) 37	(1) 10	(1) 18	12	18	8	12
貨物取扱業	6	10	-4	-40.0%	2	3	4	5		2				
うち港湾運送業	3	4	-1	-25.0%	1		2	2		2				
農 業	35	36	-1	-2.8%	5	7	2	4	3	1	17	16	8	8
林 業	(1) 30	23	+7	+30.4%	8	8	5	4	(1) 3	1	9	6	5	4
畜産・水産業	17	19	-2	-10.5%	3	2	3	1		1	6	8	5	7
商 業	195	230	-35	-15.2%	98	109	52	60	21	28	14	19	10	14
うち小売業	137	168	-31	-18.5%	67	80	41	46	12	20	9	14	8	8
金融広告業	11	19	-8	-42.1%	3	9	1	5	5	4	2			1
映画・演劇業	1	2	-1	-50.0%	1	1				1				
通 信 業	39	32	+7	+21.9%	16	19	6	3	3	4	7	4	7	2
教 育 研 究	(1) 10	19	-9	-47.4%	6	9	(1) 3	5	1	5				
保 健 衛 生 業	226	218	+8	+3.7%	121	106	47	54	24	26	22	17	12	15
うち社会福祉施設	160	160	±0	±0	85	76	35	39	17	16	14	16	9	13
接 客 娯 楽 業	71	82	-11	-13.4%	42	45	13	16	8	8	5	8	3	5
うち飲食店	36	54	-18	-33.3%	22	31	5	9	4	6	3	5	2	3
清 掃 と 畜 業	50	(2) 54	-4	-7.4%	31	(2) 31	6	14	4	3	5	3	4	3
官 公 署	9	2	+7	+350.0%			3	2	3				3	
その他の事業	69	(1) 52	+17	+32.7%	35	29	13	9	9	(1) 5	6	3	6	6

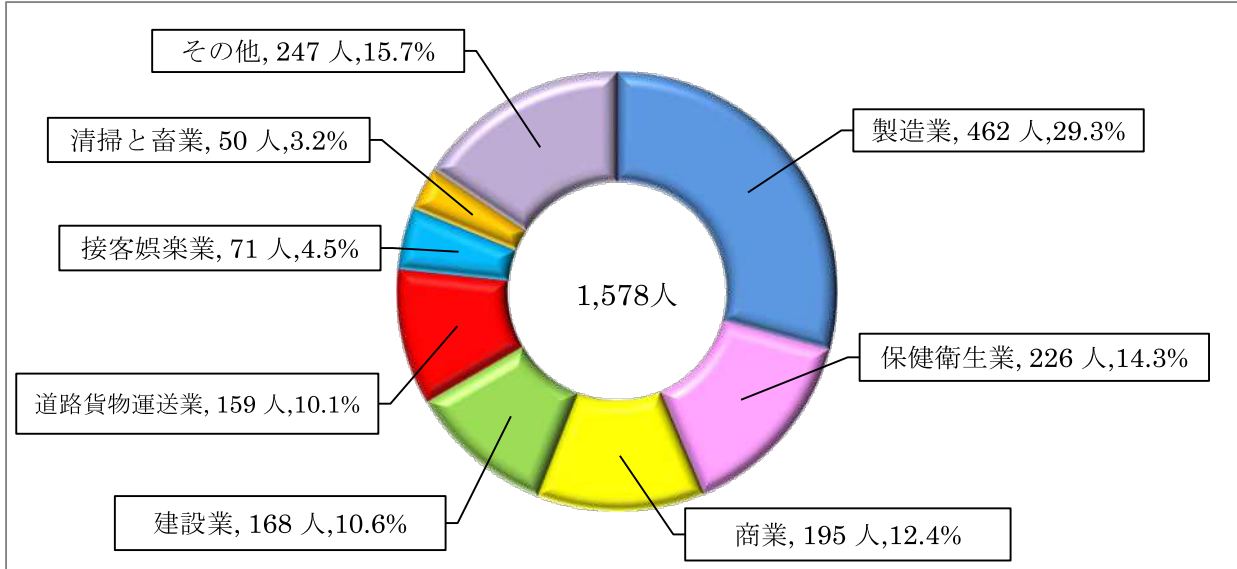
※労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、（ ）内は、死亡者数を表し内数である。

愛媛県内の労働災害（休業4日以上）発生状況

愛媛労働局

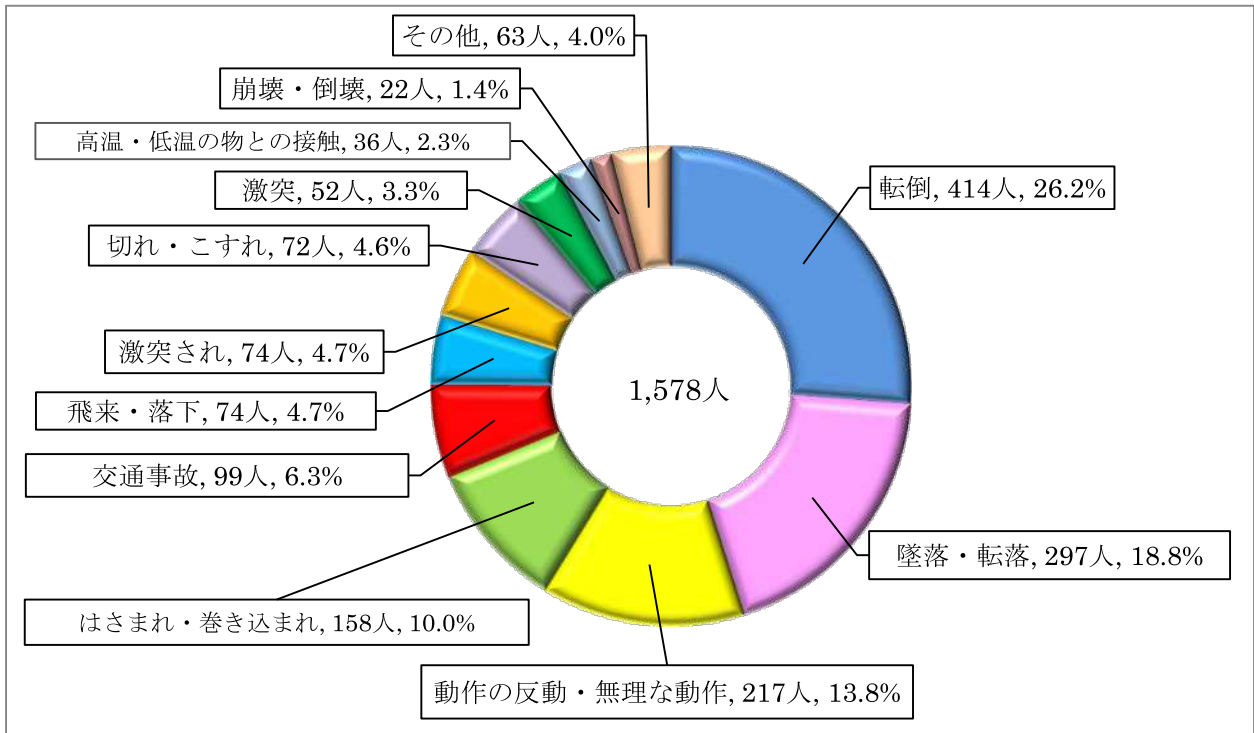
1 全業種における死傷災害発生状況（以下、新型コロナウイルスを除く。）

(1) 令和7年業種別労働災害死傷者数(全業種)



・「製造業」、「保健衛生業」、「商業」、「建設業」、「道路貨物運送業」の5業種で、全業種の76.7%を占めた。

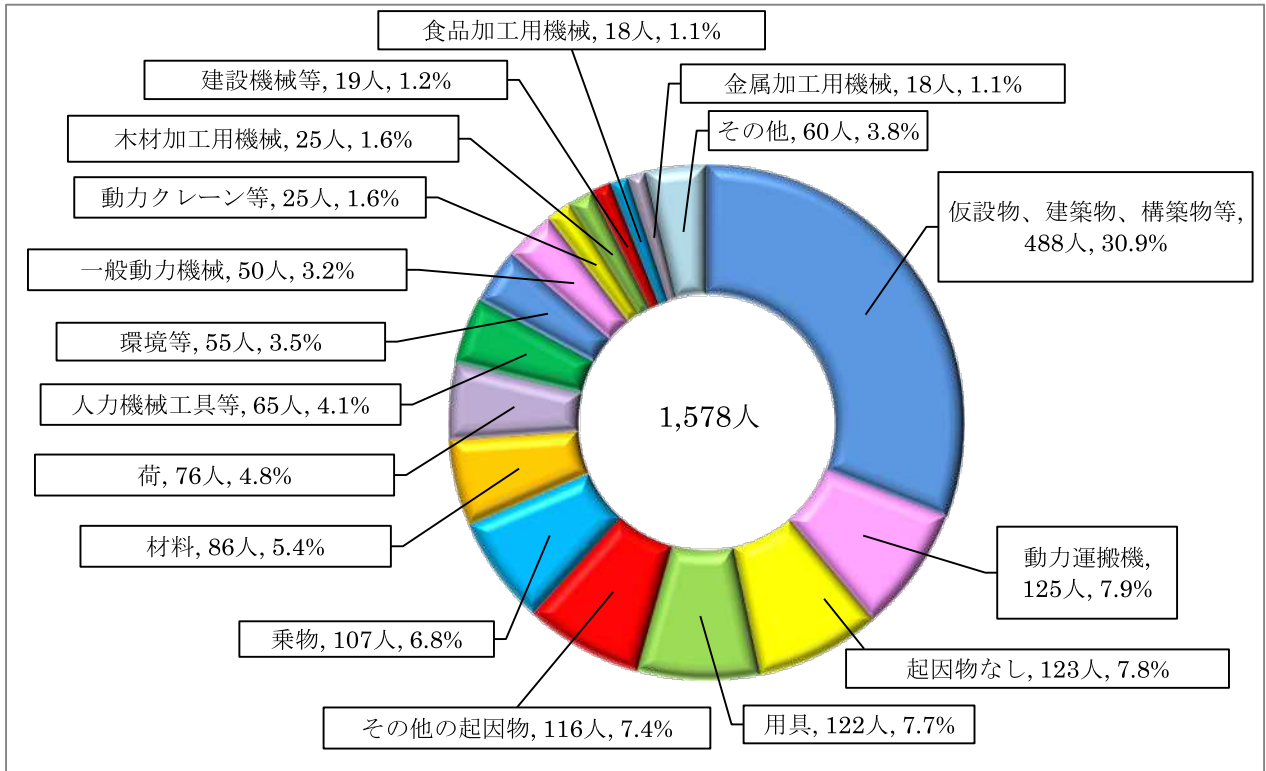
(2) 令和7年事故の型(※)別労働災害死傷者数(全業種)



※「事故の型」とは、「傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象」をいう。

・「転倒」が事故の型である災害が最も多く、全業種の26.2%を占めた。

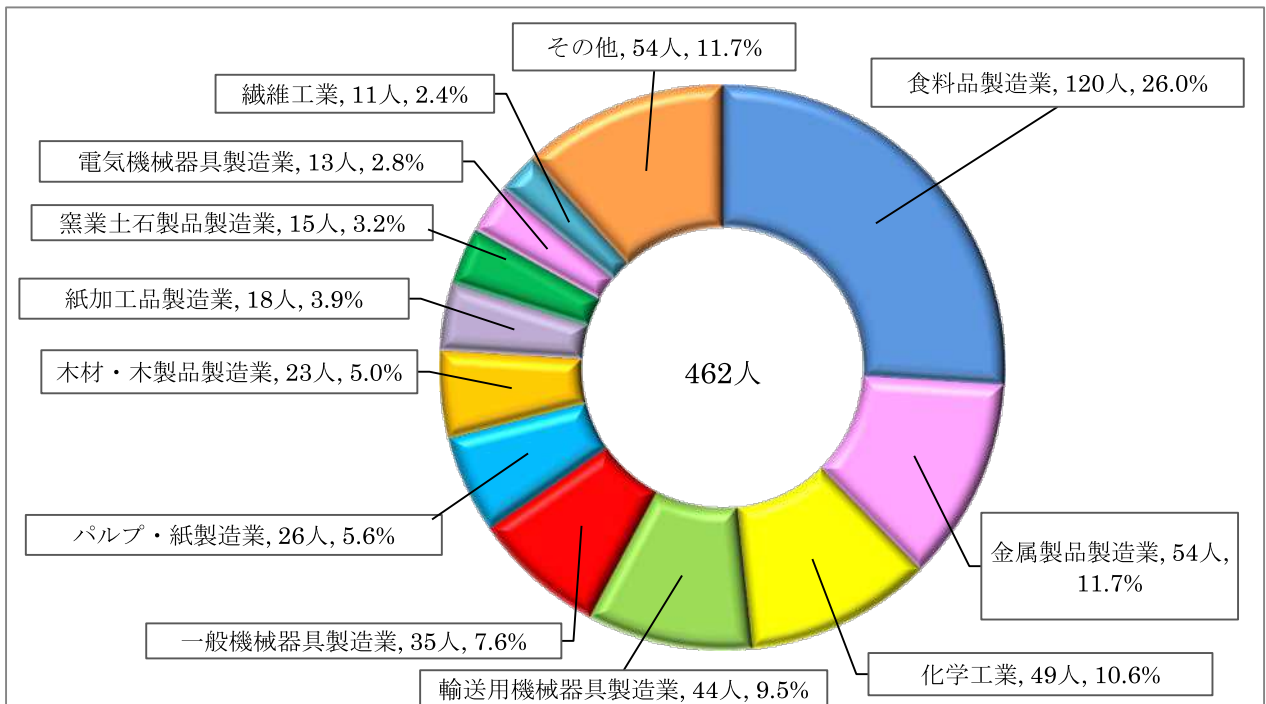
(3) 令和7年起因物(※)別労働災害死傷者数(全業種)



※「起因物」とは、「災害をもたらすもととなった機械、装置もしくはその他の物または環境等」をいう。
 ・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、全業種の30.9%を占めた。

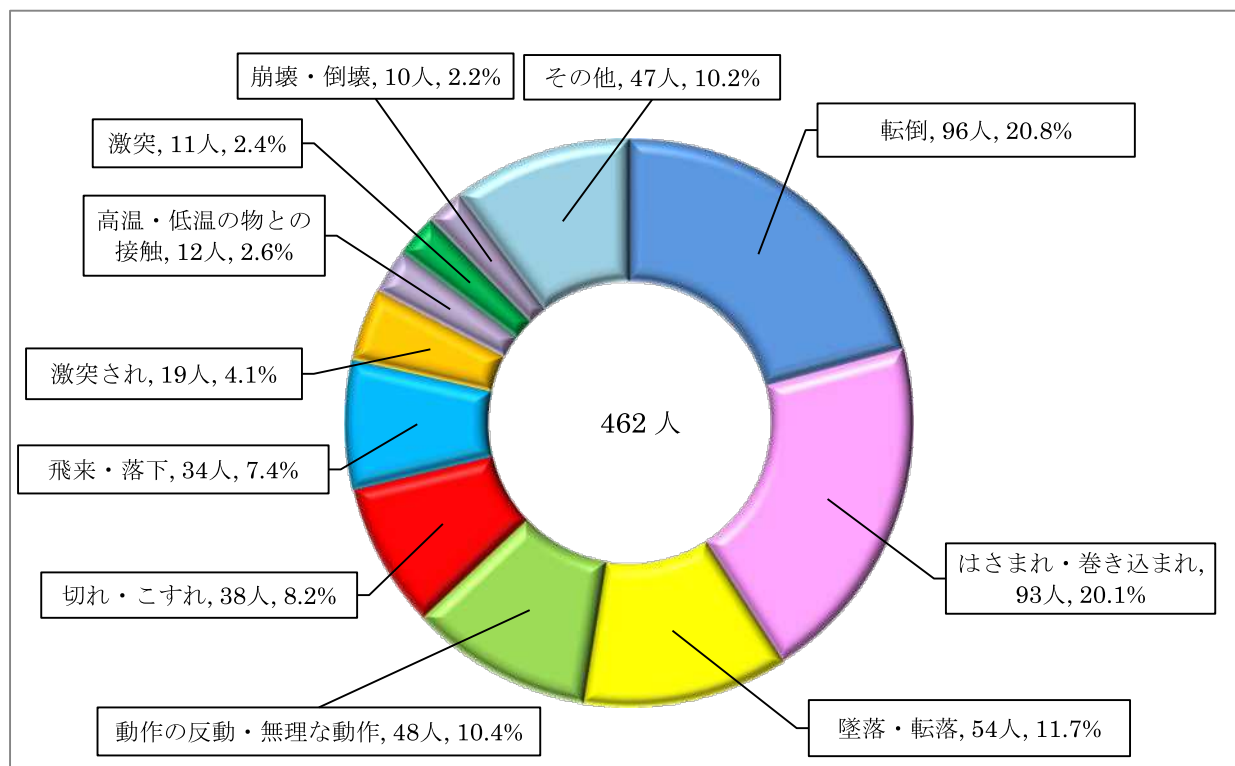
2 製造業における死傷災害発生状況

(1) 令和7年業種別労働災害死傷者数(製造業)



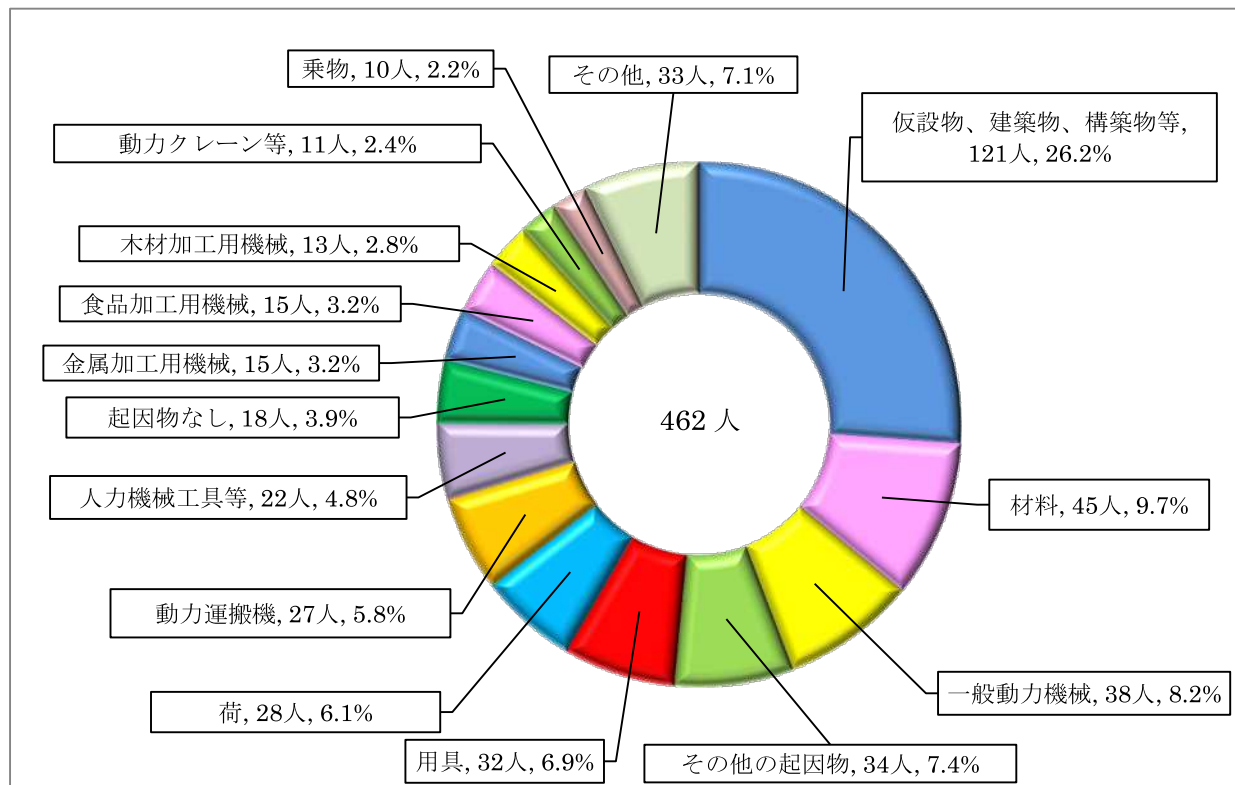
・「食品製造業」における災害が最も多く、製造業全体の26.0%を占めた。

(2) 令和7年事故の型別労働災害死傷者数(製造業)



・「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」の3つの事故の型が、製造業全体の52.6%を占めた。

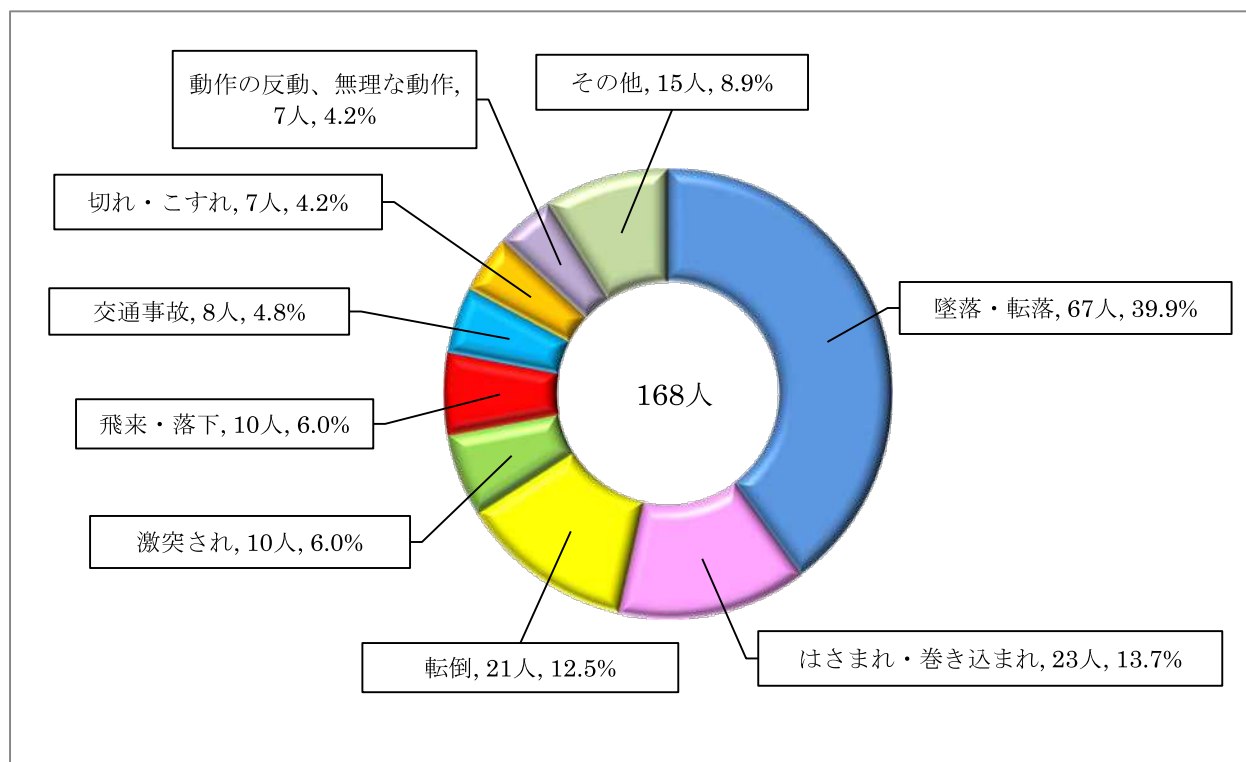
(3) 令和7年起因物別労働災害死傷者数(製造業)



・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、製造業全体の26.2%を占めた。

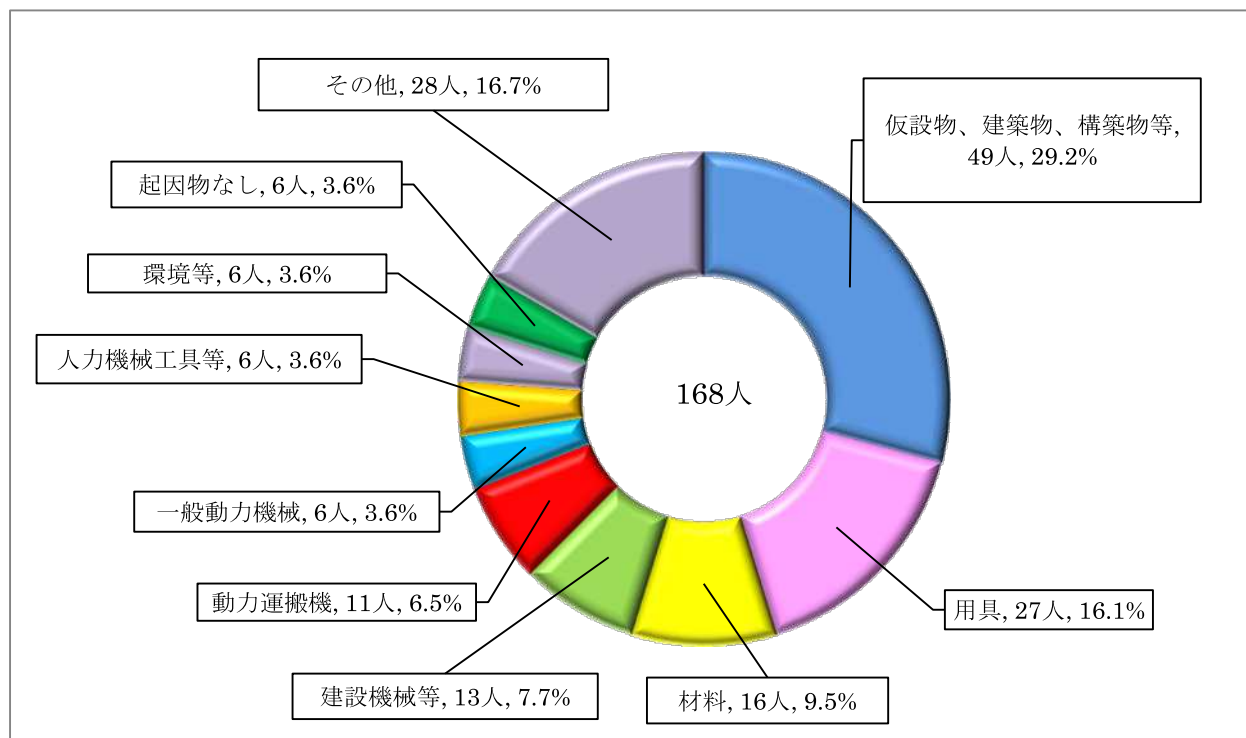
3 建設業における死傷災害発生状況

(1) 令和7年事故の型別労働災害死傷者数(建設業)



・「墜落・転落」が事故の型である災害が最も多く、建設業全体の39.9%を占めた。

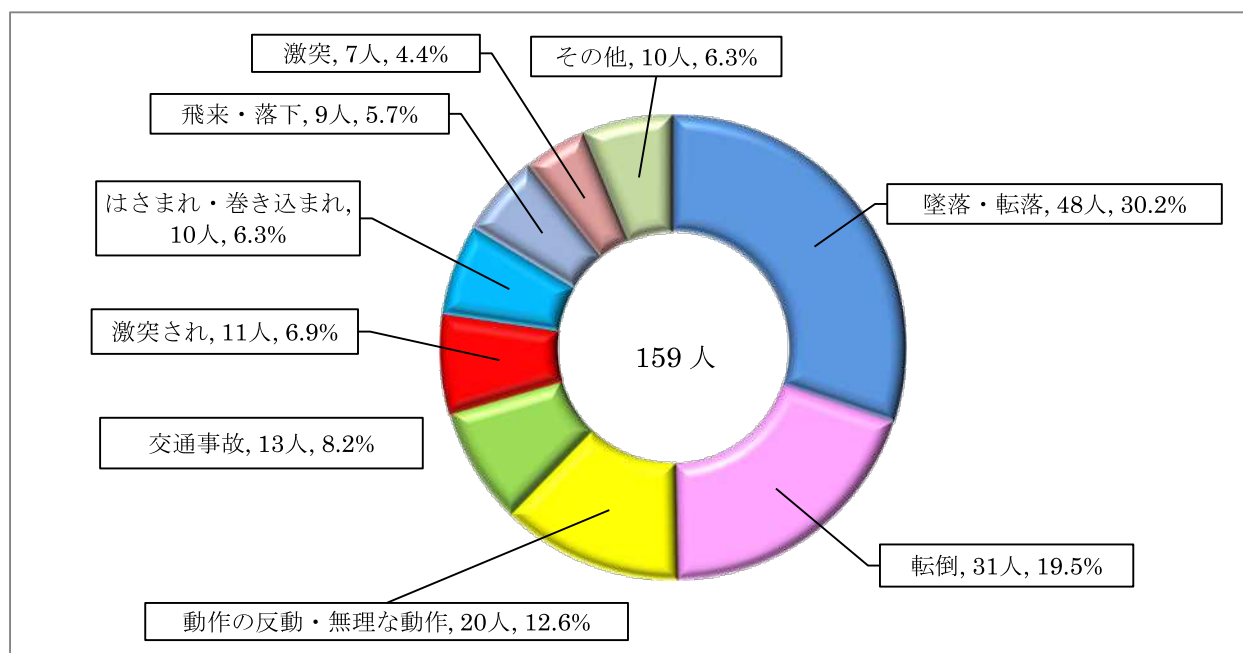
(2) 令和7年起因物別労働災害死傷者数(建設業)



・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、建設業全体の29.2%を占めた。

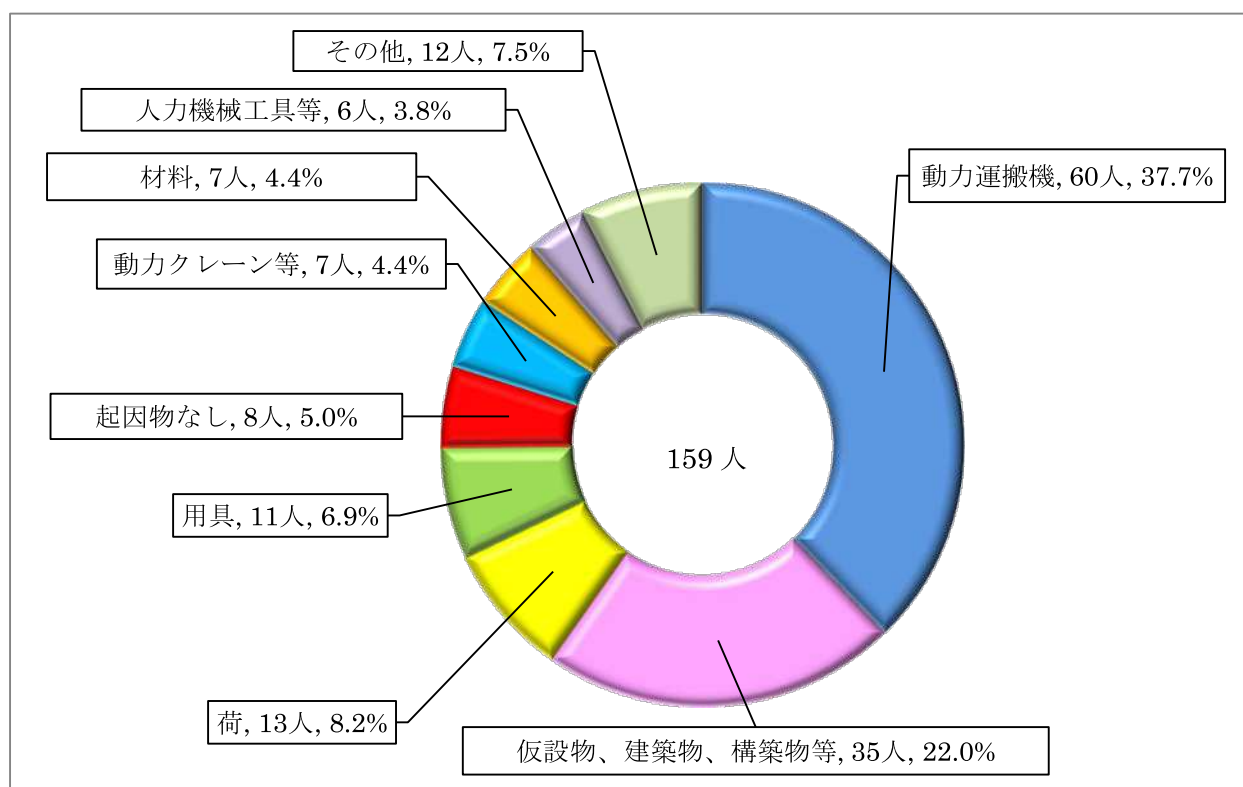
4 道路貨物運送業における死傷災害発生状況

(1) 令和7年事故の型別労働災害死傷者数（道路貨物運送業）



・「墜落・転落」が事故の型である災害が最も多く、道路貨物運送業全体の30.2%を占めた。

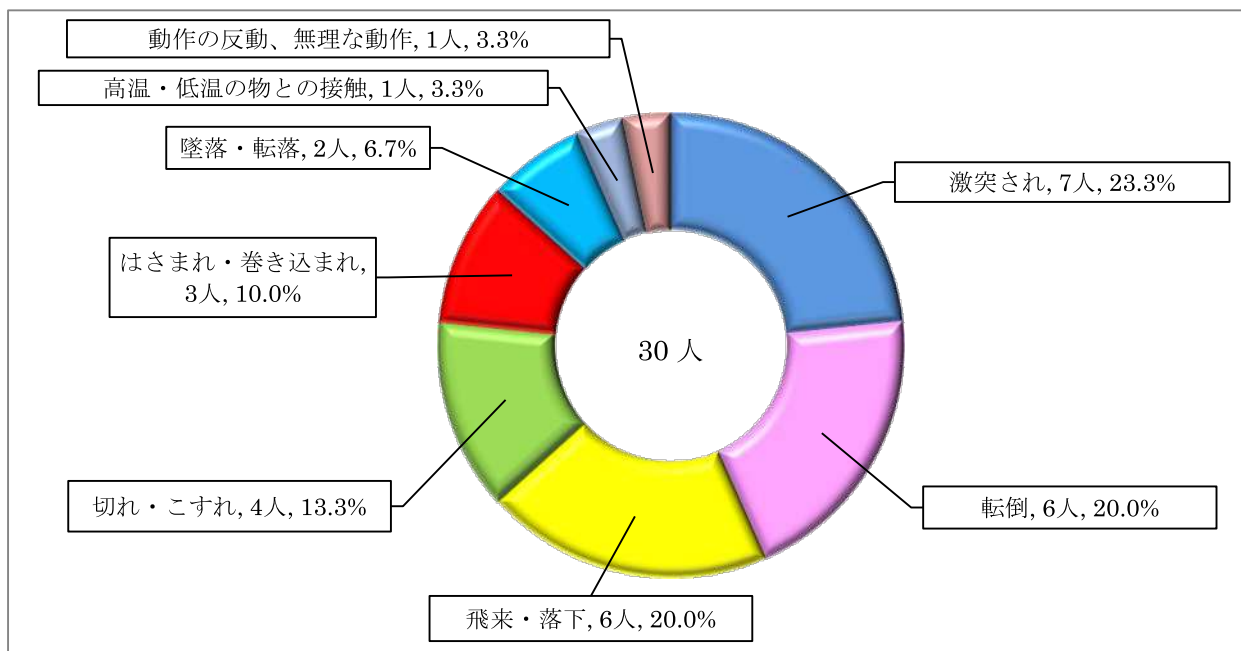
(2) 令和7年起因物別労働災害死傷者数（道路貨物運送業）



・「動力運搬機」が起因物である災害が最も多く、道路貨物運送業全体の37.7%を占めた。

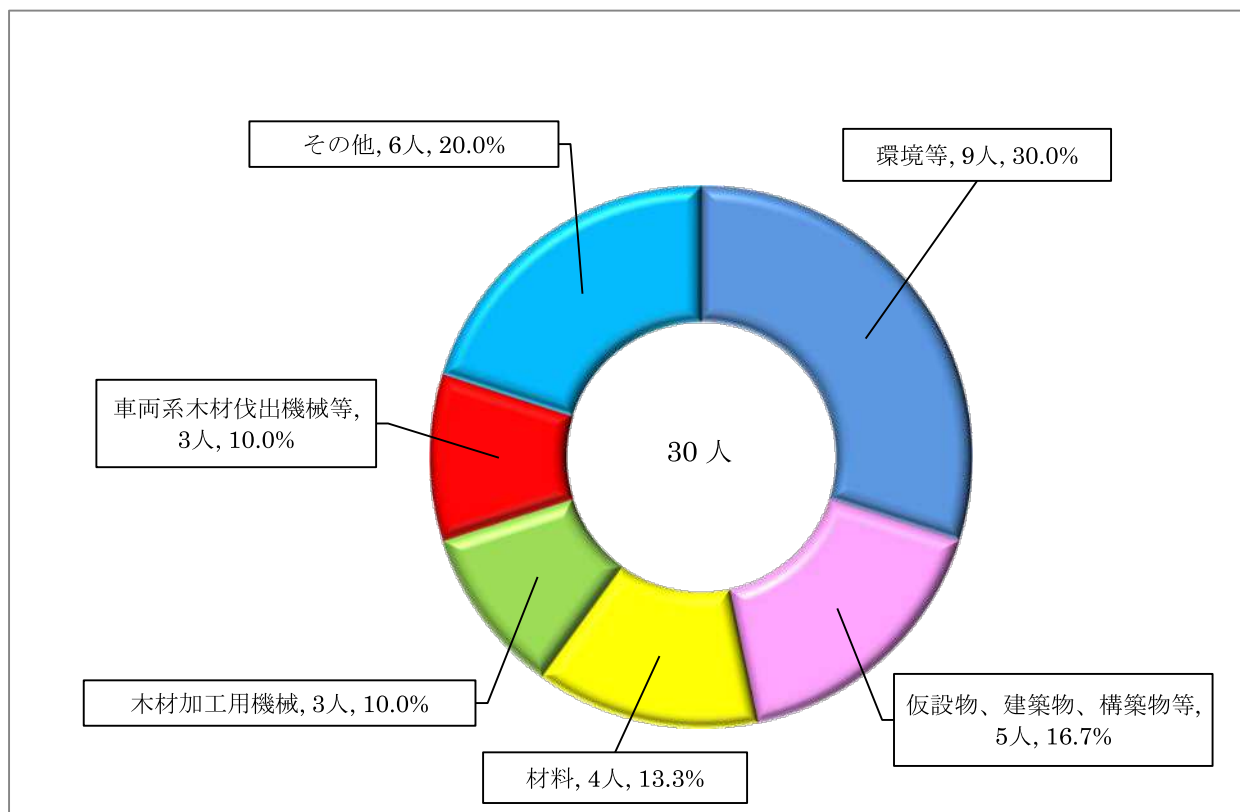
5 林業における死傷災害発生状況

(1) 令和7年事故の型別労働災害死傷者数（林業）



・「激突され」の事故の型が、林業業全体の23.3%を占めた。

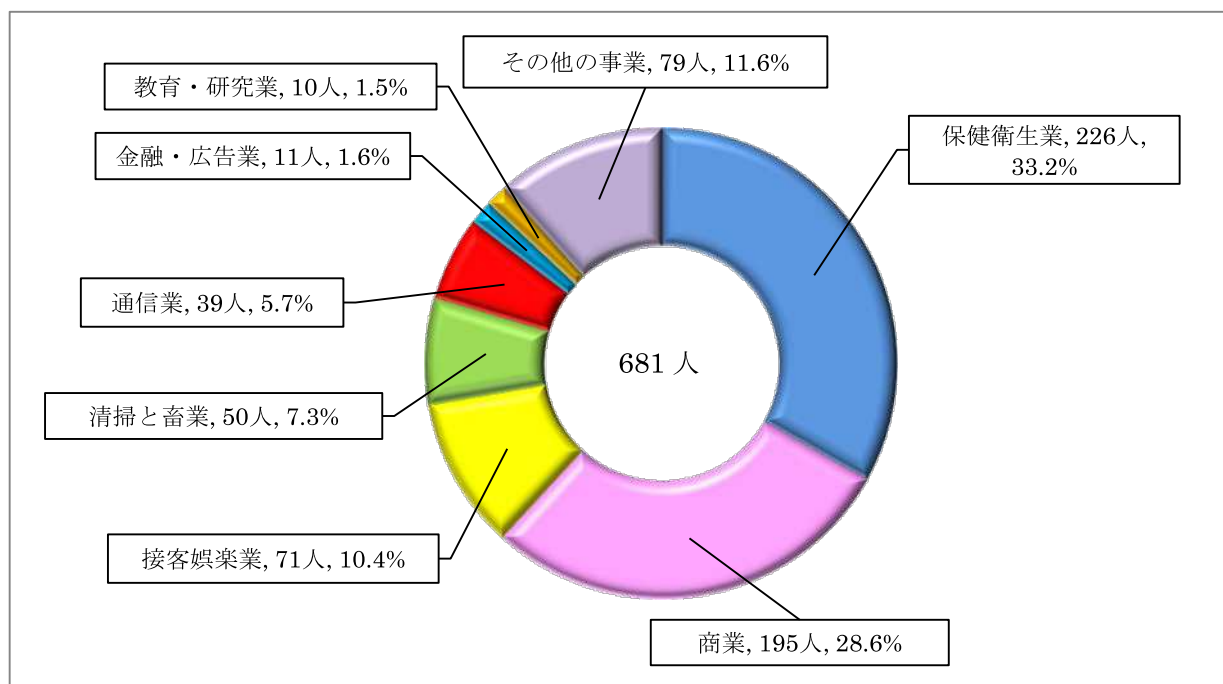
(2) 令和7年起因物別労働災害死傷者数（林業）



・立木や伐倒木等の「環境等」が起因物である災害が最も多く、林業全体の30.0%を占めた。

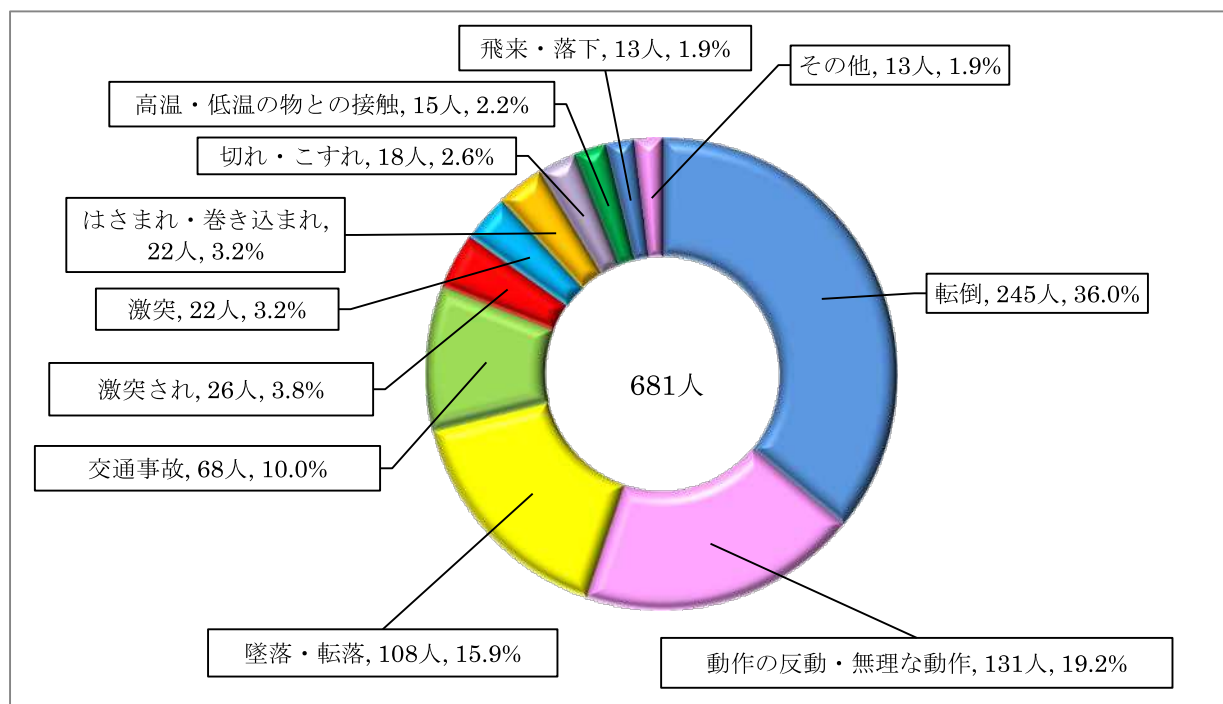
6 第三次産業(※)における死傷災害発生状況

(1) 令和7年業種別労働災害死傷者数(第三次産業)



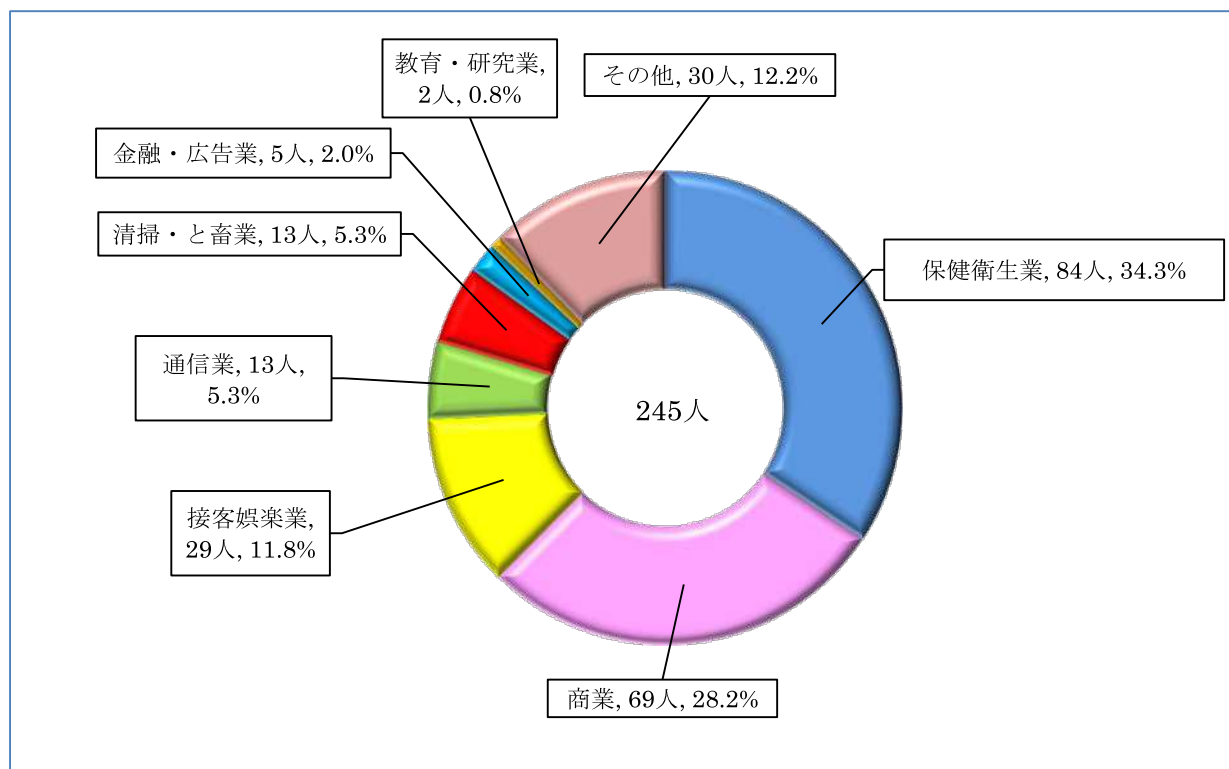
※「第三次産業」とは「商業」、「金融広告業」、「映画・演劇業」、「通信業」、「教育・研究業」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」、「清掃と畜業」、「官公署」、「その他の事業」の総称。
 ・「商業」、「保健衛生業」の2業種が、第三次産業全体の61.8%を占めた。

(2) 令和7年事故の型別労働災害死傷者数(第三次産業)



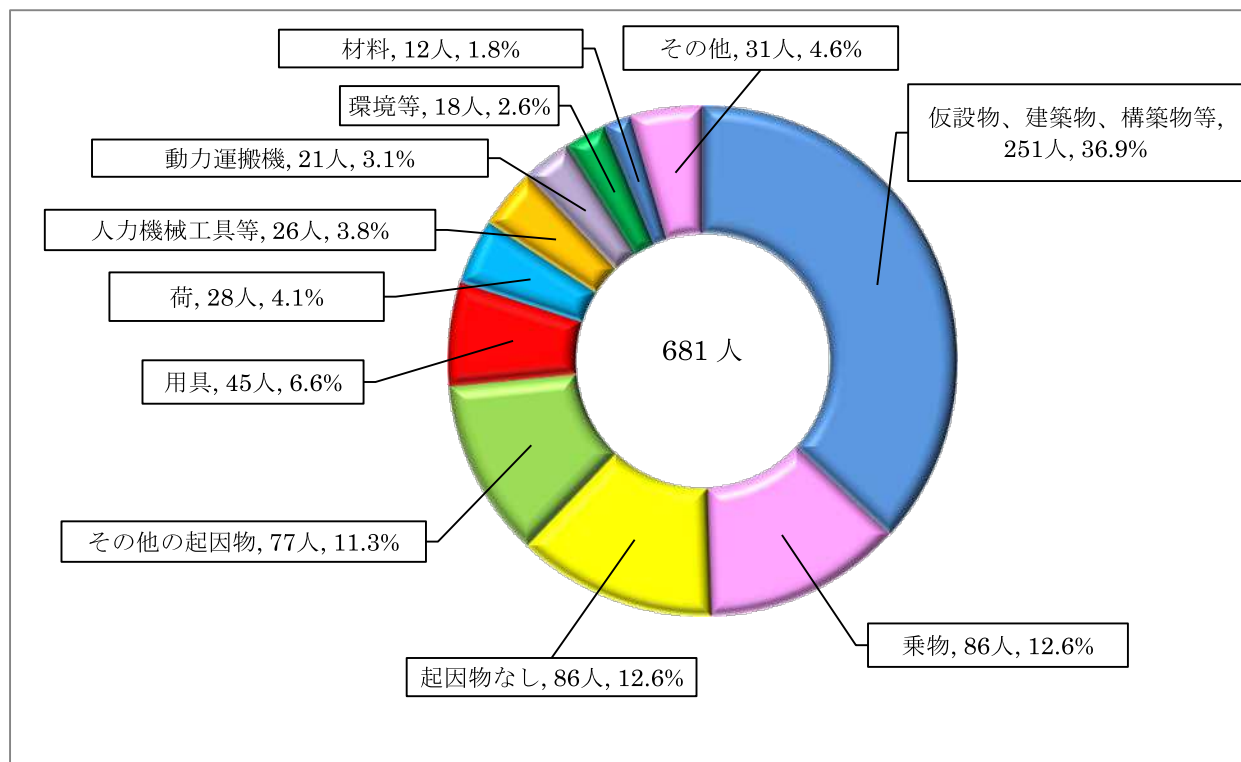
・「転倒」による「全産業」の死傷者414人のうち、245人(59.2%)が「第三次産業」において発生した。

(3) 令和7年転倒災害における業種別労働災害死傷者数（第三次産業）



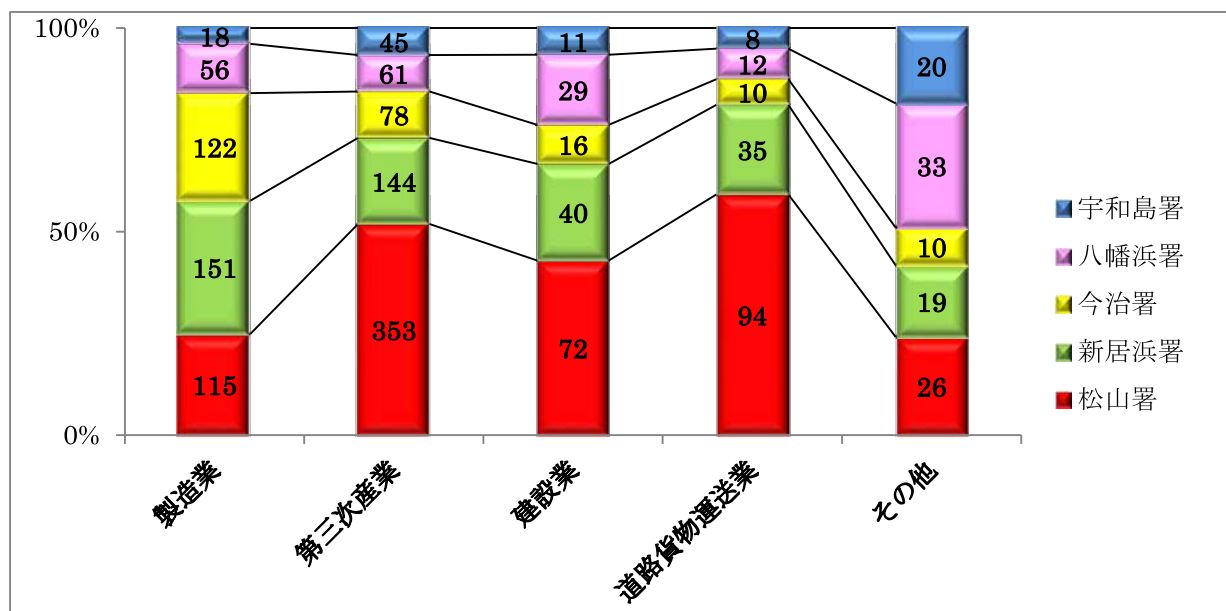
- ・第三次産業で発生した転倒災害のうち、「保健衛生業」、「商業」の2業種が、第三次産業全体の62.5%を占めた。

(4) 令和7年起因物別労働災害死傷者数（第三次産業）



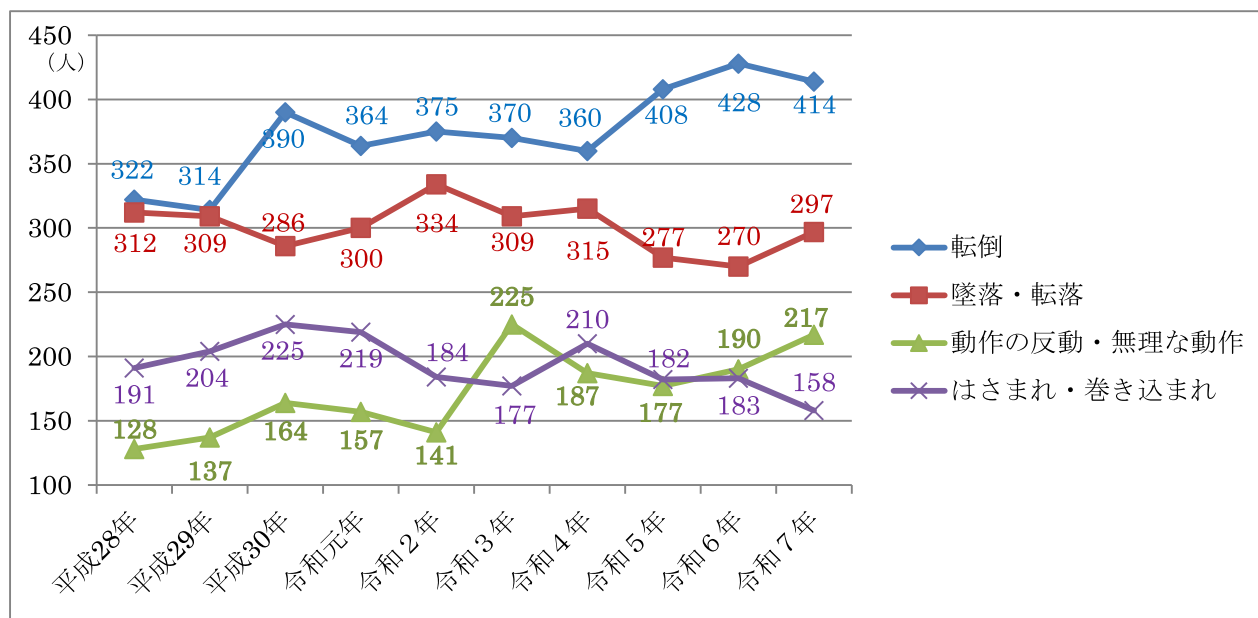
- ・「建築物等」が起因物である災害が最も多く、第三次産業全体の36.9%を占めた。

7 令和7年業種別・署別労働災害死傷者数と割合



- ・ 製造業の 32.7% (151 人) は新居浜署管内において発生した
- ・ 第三次産業の 51.8% (353 人) は松山署管内において発生した
- ・ 建設業の 42.9% (72 人) は松山署管内、23.8% (40 人) は新居浜署管内において発生した
- ・ 道路貨物運送業の 59.1% (94 人) は松山署管内において発生した

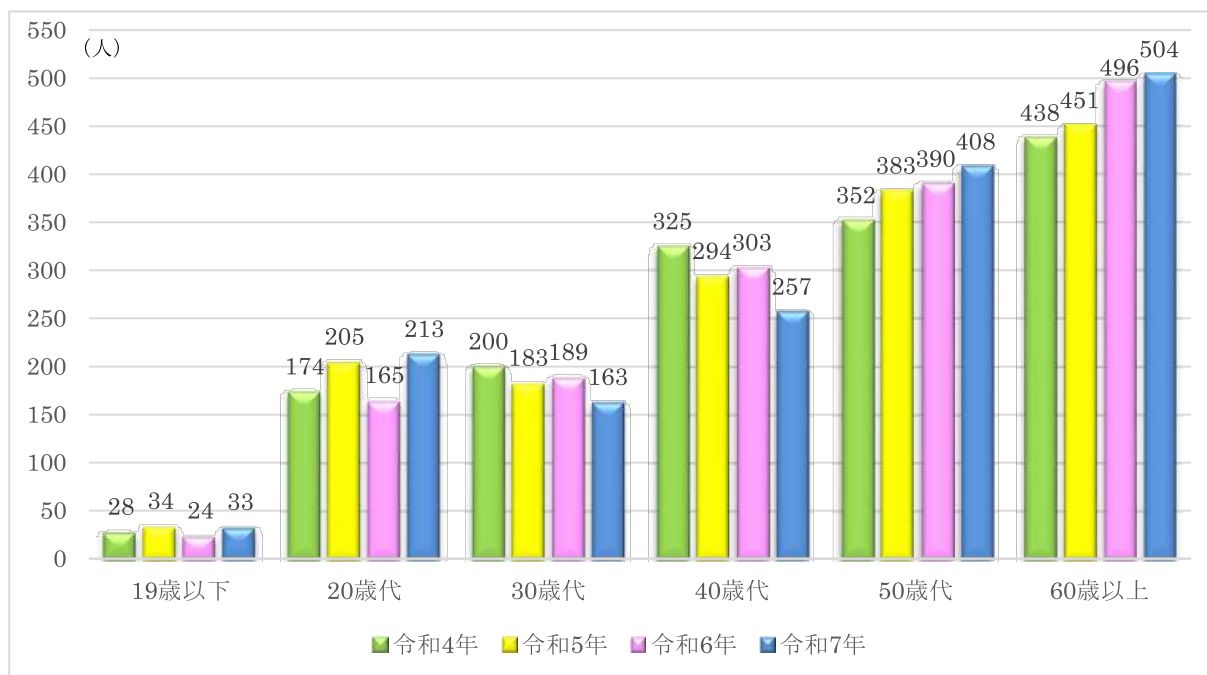
8 発生件数が多い事故の型別労働災害死傷者数の推移



- ・ 「転倒」は高止まり傾向である(令和7年対前年比 14 人・3.3%減少)。
- ・ 「墜落・転落」は横ばい傾向である(令和7年対前年比 27 人・10.0%増加)。
- ・ 「はさまれ、巻き込まれ」は減少傾向である(令和7年対前年比 25 人・13.7%減少)。
- ・ 「動作の反動・無理な動作」は令和3年に大幅に増加し、その後は横ばい傾向である(令和7年対前年比 27 人・14.2%増加)。

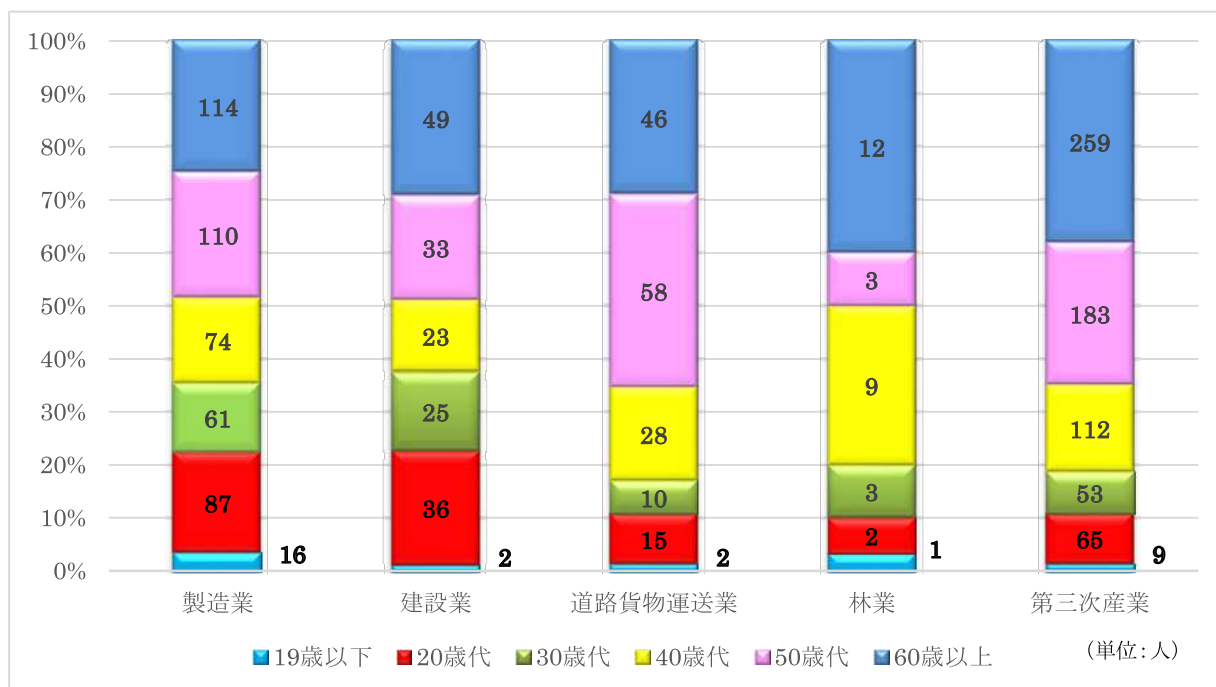
9 年齢階層別の労働災害発生状況

(1) 年齢階層別労働災害発生状況の推移



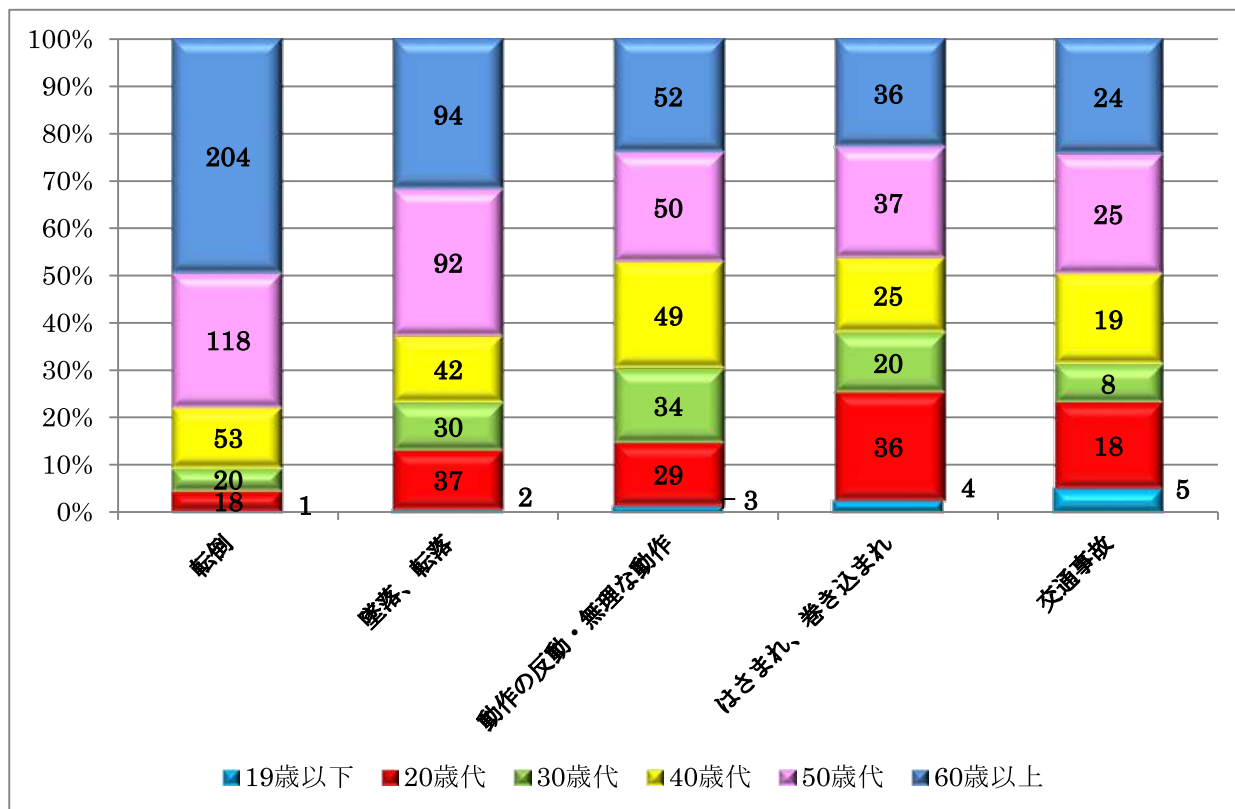
- ・ 60歳以上の死傷者数について、令和7年は8人（1.6%）増加した
- ・ 全死傷者数に占める60歳以上の死傷者数の割合は、令和6年は31.7%であったが、令和7年には31.9%となり0.2ポイント増加した

(2) 令和7年主要な業種別・年齢階層別労働災害死傷者数と割合



- ・ 主要な業種別に見た60歳以上の死傷者の割合は、製造業24.7%、建設業29.2%、道路貨物運送業28.9%、林業40.0%、第三次産業38.0%となっている

(3) 令和7年主要な事故の型別・年齢階層別労働災害死傷者数と割合








・「転倒」による死傷者のうち、「60歳以上」の占める割合は49.3%、「50歳以上」の占める割合は77.8%であった。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう





50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
-  ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



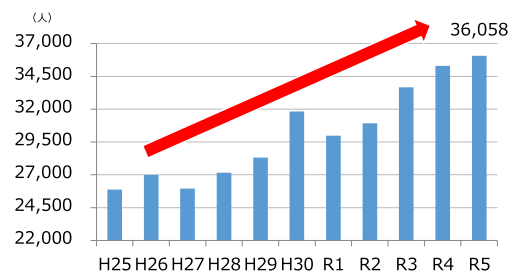
（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

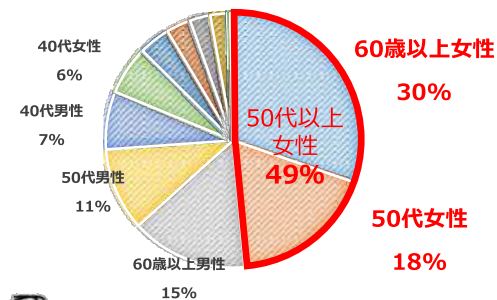


職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

➢ 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります

✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」



✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」（出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT）



➢ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」（出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT）



高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

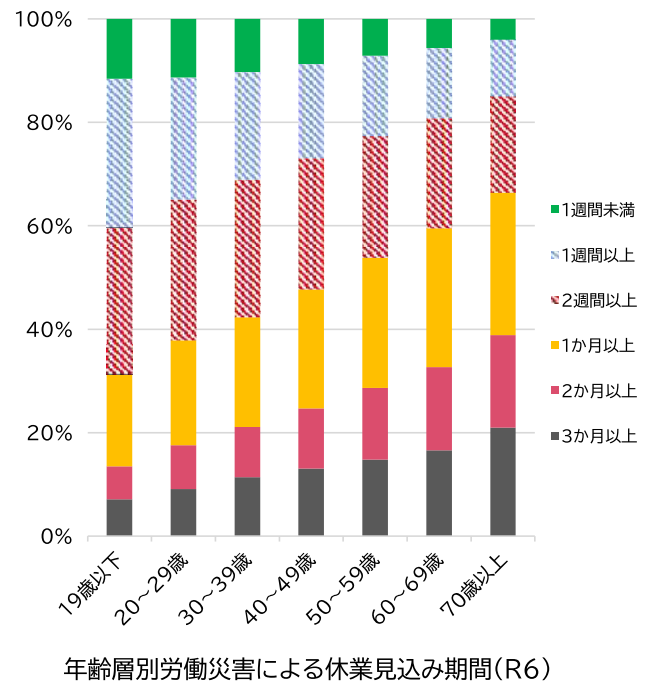
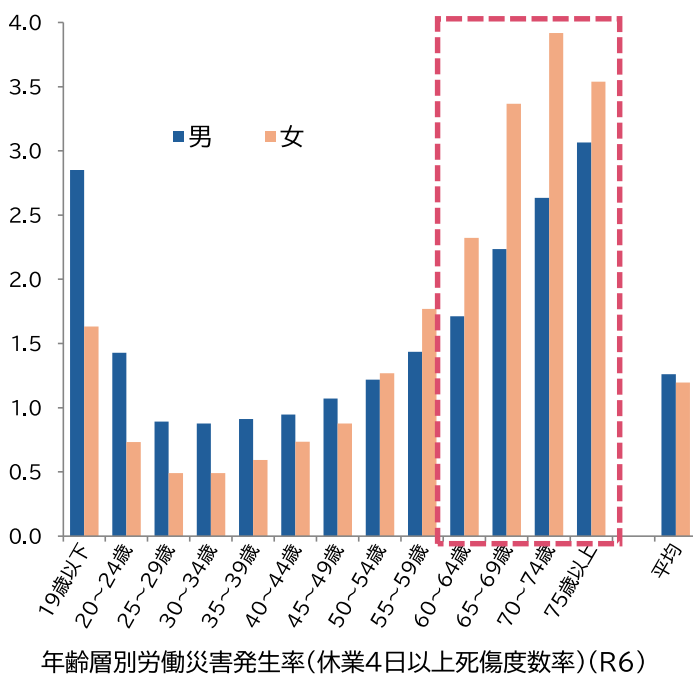
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

[指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒](#)

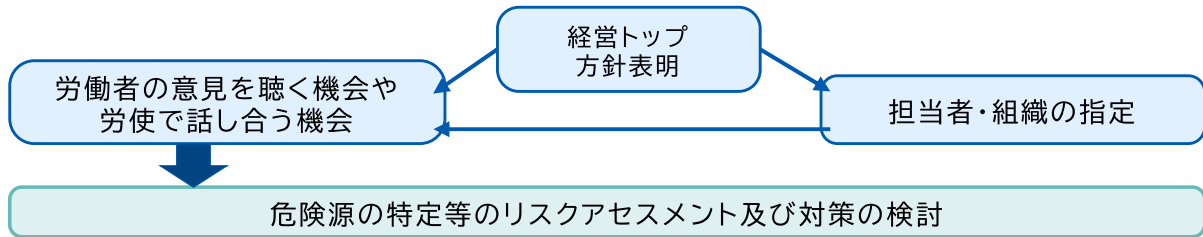
事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
		
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	空調服の導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

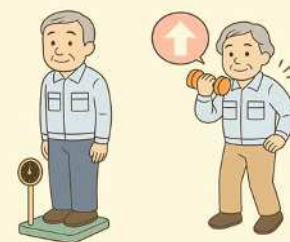
3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。